## アカウント発行に係る ユーザ登録申請について

■ 「新規ユーザ登録申請」のご利用方法をご案内しております。

○ 令和5年11月13日以降、報告機関のアカウント申請方法は、G-MISの「新規ユーザ登録申請」を使って申請する方法となります。



### 新規ユーザ登録申請が必要となる報告機関

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告では、原則としてG-MISアカウントを取得いただきG-MISを利用した報告を 行うこととしております。ただし、インターネットを利用出来ない等の事情がある場合に限り、紙での報告を行うこととしております。
- G-MISを利用した定期報告を実施予定で、G-MISアカウント未取得の病院等及び薬局におかれましては、G-MISのアカウントの取得 が必要となります。以下に示す報告機関に該当する場合、新規ユーザ登録申請が必要となります。
  - G-MISを利用して医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、アカウント発行が行われて いない機関

以下の理由等でアカウント発行ができなかった報告機関を含みます。

例: 令和5年4月から6月の申請時、メールアドレスの記載誤りでG-MIS新規ユーザ登録ができなかった機関 アカウント発行申請後、G-MIS利用案内メール到達前に担当者の異動等で申請時のメールアドレスが変更となった 機関<sup>\*1</sup>

等

■ G-MISを利用して医療機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、既にアカウントを保有しているが、医療機能情報提供 制度の報告権限が付与されていないため、メニュー画面の「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッ セージが表示される状態の機関

※1 アカウント発行申請後、G-MIS利用案内メール到達前に担当者異動等でメールアドレスが変更となる場合には、以下の2つの場合が想定されます。

①申請時のメールアドレスが「無効」となっており、G-MIS利用案内メールが送信エラーとなる場合

②申請時のメールアドレスは「有効」であり、G-MIS利用案内メールは受信したが、そのメールの閲覧権限を持つ方がおらず、メールが閲覧できない場合

①のケースは、「新規ユーザ登録申請」をしていただき、新しいメールアドレスでのアカウント発行が必要となります。

②のケースは、「新規ユーザ登録申請」を行っても、新しいアカウントが発行できませんので、都道府県の窓口に報告機関名、機関コード(機関コードが分からない場合は、都道府県 でお調べします。)、変更前メールアドレス、変更後メールアドレスをご連絡いただきますようお願いします。

### 申請の流れ(1/5)

○ 令和5年11月以降のG-MISの「新規ユーザ登録申請」は、以下のURL、または、右記の二次元バーコード から申請可能です。

https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form

(G-MIS新規ユーザ登録申請ページはこちら)

G-MIS操作マニュアル 新規ユーザ登録申請 [2,5MB]

1

は、マニュアルを必ずご確認いただき、ご不明点がある場合は、以下の「お問い合わせ先」に開

病院等

薬局

新規ユーザ登録申請

| 「医療機能情報提供報答、業用機能情報提供制度」におけるG-MIS新規ユーザ登録中議のご案内

操作マニュアルとよくある質問は こちらから入手可能です

よくあるご質問(O&Aはこちら

AKS第27-世界段由語フォーム

-----

早生労働省 G-MIS

- 本画面へのリンクについては、厚生労働省の医療機能情報提供制度ホームページ、及び、薬局機能情報提 供制度ホームページに掲載中です。
- また、厚牛労働省のホームページからは、新規ユーザ登録申請のG-MIS操作マニュアル、及び、よくある質問 をまとめた「Q&A」についても入手可能となっていますので、ご利用ください。



(G-MIS新規ユーザ登録申請ページはごちら)

M G-MIS操作マニュアル 新規ユーザ登録申請 [2.5MB]

手続きに当たっては、マニュアルを必ずご確認いただき、ご不明点がある場合は、以下の「お聞い合わせ先」に開



### 申請の流れ(2/5)

### ○ 利用者自らが申請する場合には、以下の流れとなります。



- 厚生労働省ホームページまたは、URL(https://www.gmis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form)のダイレクト 入力により、「新規ユーザ登録申請」画面を表示する。(前頁参 照)
- メールアドレスを入力し、「私はロボットではありません。」にチェックを入れて、「確認」ボタンを押す。

③ 入力したメールアドレスが正しいことを確認し、「認証メールを送信す る」をクリックする。

 ④ 厚生労働省G-MIS事務局 <u>info@g-mis.net</u> より認証コードが メールで連絡される。

⑤ メールに記載される「認証コード」を画面から入力し、「認証」をクリック する。

### 申請の流れ(3/5)





(イメージ)

2023/10/24 (H) 15:22 厚生対動省 G-MIS事務局 cinfo身g-mis

示このメールは光像専用のメールアドレスから記憶されています。

page\_35867.html

サンプル病院 ご任当者様

■医療機能傳輸提供制度

https://www.mhiw.go.jp/stl ■業現保給情報提供制度

G-MISユーザ巻冊単語が本てしました。

⑥「新規ユーザ登録申請」フォームから必要事項を入力する。

(機関名、機関コード、機関区分、機関判別区分、電話番号、保険 機関コード、郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物 名、担当部署、担当者(姓)、担当者(名)、担当部署電話番 号、メールアドレス)

※「機関コード」は「保険機関コード」とは異なります。保険機関コードにつ いては別に入力する欄がございます。「機関コード」は「なら医療情報ネッ トーにおいて各医療機関等に割り当てられていた整理番号です。令和5年 5月末日時点で「なら医療情報ネット」に入力頂いている内容をG-MIS にデータ移行しており、それらの情報をG-MISに引き継ぐためにご入力いた だく必要があります。令和5年6月以降に新規に開設した医療機関等や 「なら医療情報ネット」にご登録いただいていなかった方は「機関コード」を お持ちではありませんのでご入力いただく必要はありません。

- (7) 利用規約およびプライバシーポリシーを確認し、チェックボックスにチェッ クを入れて、「確認」をクリックする。
- ⑧ 入力内容確認画面が表示されるので、「申請する」をクリックする。
- ⑨ 申請確認完了画面が表示されるので、「申請内容をダウンロードす」 る」をクリックし、ダウンロードファイルを必ず保管する。
- ⑪ 申請が完了すると、申請が完了したことを通知する「ユーザ登録申請」 完了メール」が厚生労働省G-MIS事務局 info@g-mis.net より 送信される。

※「ユーザ登録申請完了メール」は、申請が完了したことをお知らせ するメールです。アカウントが発行されるまでしばらくお待ちいただくようお 願いいたします。

### 申請の流れ(4/5)

○ 利用者の申請が完了すると、都道府県での承認が実施されます。承認には通常1~2週間程度かかります。
 ○ 申請内容により、都道府県から「却下」される場合がありますので、ご注意ください。



### 申請の流れ(5/5)

#### ○ 都道府県での承認後、通常1~2週間程度でG-MISのアカウントが発行されます。

- G-MIS事務局で申請情報の確認手続きが行われると、「①事前確認メール」が配信されます。
- 正常にメール配信されれば、翌営業日以降、「②G-MIS利用案内メール」が配信されます。



「②G-MIS利用案内メール」の案内に従い、メールに記載のURLから「パスワード設定」を行うと、ログイン完了となります。 ※なお、コロナ関連業務等で既にG-MISアカウントを保有しており、申請を受けて新たに医療機能情報提供制度の報告権限が 付与された場合には、「③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール」が配信されます。(アカウント申請時点で既に 医療機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有していた場合、メールは届きません。) 以下のURLにアクセスし、メールに記載されるログインIDでログインして、「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在 しない旨のメッセージが表示されずに正常に画面遷移されるかをご確認いただくようお願いいたします。 https://www.med-login.mhlw.go.jp/

#### ①事前確認メール (イメージ) ②G-MIS利用案内メール (イメージ) 件名:【厚牛労働省G-MIS事務局】G-MISログイン 件名:【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISPカ IDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼 ウント発行にかかる事前のご連絡 送信元:G-MIS事務局(info@g-mis.net) 送信元:G-MIS事務局(info@g-mis.net) \*\* 【厚生労働省G-MIS事務局】システムのご案内 - メッセージ (HTML 形式) 🔳 -↑ 🕴 🔹 【厚生労働畜G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡 - メッセージ (テー メッセージ 挿入 オプション 書式設定 校開 ヘルプ ♀ 何利しますか メッセージ ヘルプ 📿 何をしますか 2023/01/24 (火) 18:26 原生労働省 G-MIS事務局 <info@g-mis net> 【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡 厚生労働省 G-MIS事務局 <info@g-mis.net> 22.0 【厚生労働省G-MIS事務局】システムのご案内 宛先 サンプル湾院 ご相当者様 サンプル病院 山田 太郎 様 G-MIS のユーザ名(ログイン ID)発行に先立ち、管舷の部道府県から、または新規ユーザ登録申請画面から申請いただいた 「報告機関名及び住所」が正しいかをご確認ください。 翌営業日以降 報告機関名:○○病院 G-MIS へようこそ! システムをご利用するには [パスワードリセット用 URL] なお、今和5年度のオンライン報告は開始時期が転道府県により異なります。 にアクセスし、パスワードを設定してください。 定期報告の開始時期については管轄の都道府県から追ってご連絡をいたします。 また、医療機能・薬局機能情報提供制度の概要については、厚生労働省の下記 URL のページで説明しております。 ユーザ名:[ユーザ ID] ※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。 2回目以降のアクセスはこちらから <厚生労働省ホームページ> [ログイン URL] ■医療機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_35867.html よろしくお願いします。 ■第层機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index\_00003.htm ※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいていお答えできませんのでご了承ください。 厚生労働省 G-MIS 事務局 Copyright @ Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved このURLをクリックし、パスワード設

定を行ってください。

#### ③G-MIS利用案内既存のご利用者 確認依頼メール (イメージ) 件名: 【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内で

のG-MISご利用者の確認依頼 送信元:G-MIS事務局〈info@g-mis.net〉

	(31 (%) 10:17						
厚生労	偷省 G-MIS事務	局 <info@g-r< th=""><th>nis.net&gt;</th><th></th><th></th><th></th><th></th></info@g-r<>	nis.net>				
【厚生労	動省G-MIS事務問】較	吉楠覚内でのG-MI	ISご利用者の確認的	4			
675							
サンプル病院	~ 拍出香港						
2.1.2.1010	C 12						
G-MIS 新規ユー	ザ登録申請に基つ	びき、貴根関に	G-MIS ユーザカ	「発行済みであること	を確認させていた	こだきました	Ŀ.,
[申請番号:APF	-XXXXXXXXX						
<b>成本均数</b> 本;	00.000			1			
(注所:00県)	00mm 00市00町x x	x					
貴機関でご利	用中のユーザ名	(ログイン ID)	XXXXXXX				
上記の内容につ	いてお心当たりが	一個い場合、					
お手敷ではこさ	いよう力質性の名	通时県の  医	東張能情報證供應	則度 - 果問稅能情報3	観光制度」の窓口・	へこ連絡く	たさい。
貴機関につきま	しては、既にユー	ザ名 (ログイ)	ン ID)が発行済	みで G-MIS をご利用	いただいておりま	ます。既存1	で発行す
ユーザに対して	は医療機能情報提	供制度がご利用	用できる権限を決	意加しております。			
G-MIS を用いた	オンライン報告で	いは、そちらの	ユーザから報告	を行ってください。			
医療機能情報提	供制度・薬局機能	情報提供制度	の概要について	ま、厚生労働省の下言	己URL のページで	説明してお	ぅります
	送信寛田のメール	アドレスから	[信されていま]	r.			
逝このメールは	いてもお答えでき	ませんのでご	了承ください。				
※このメールは ご返信いただ							
※このメールは ご返信いただ							
※このメールは ご返信いただ <厚生労働省ホ	ームページ>						
※このメールは ご返信いただ<厚生労働省ホ■医療機能情報	ームページ> 提供制度						
※このメールは ご返信いただ  <厚生労働者ホ ■医療機能情報 https://www.m	ームページ> 提供制度 hlw.go.jp/stf/nev	vpage_35867.1	itmi				
<ul> <li>※このメールは ご返信いただ</li> <li>&lt;厚生労働省ホ</li> <li>医療機能情報</li> <li>https://www.m</li> <li>事業局機能情報</li> </ul>	ームページ> 提供制度 hiw.go.jp/stf/nev 提供制度	vpage_35867.1	itmi				
<ul> <li>※このメールは ご返信いただ</li> <li>&lt;厚生労働省ホ</li> <li>医療機能情報</li> <li>https://www.m</li> <li>薬局機能情報</li> <li>https://www.m</li> </ul>	ームページ> 提供制度 hiw.go.jp/stf/nev 提供制度 hiw.go.jp/stf/sei:	vpage_35867.1 sakunitsuite/b	ıtmi unya/kenkou_ir	you/iyakuhin/kinou	jouhou/index_00	003.html	
<ul> <li>※このメールは ご返信いただ</li> <li>&lt;厚生労働省ホ</li> <li>医療機能情報</li> <li>https://www.m</li> <li>薬局機能情報</li> <li>https://www.m</li> </ul>	ームページ> 提供制度 hiw.go.jp/stf/nev 提供制度 hiw.go.jp/stf/sein	vpage_35867.) sakunitsuite/b	ıtmi unya/kenkou_ir	you/iyakuhin/kinou,	jouhou/index_00	003.html	
<ul> <li>※このメールは ご返信いただ</li> <li>&lt;厚生労働省ホ</li> <li>医療機能情報</li> <li>https://www.m</li> <li>薬局機能情報</li> <li>https://www.m</li> </ul>	ームページ> 連供制度 hiw.go.jp/stf/nev 連供制度 hiw.go.jp/stf/seit	vpage_35867.1 sakunitsuite/b	itmi unya/kenkou_ii	you/iyakuhin/kinou	icuhou/index_00	003.html	
<ul> <li>※このメールは ご返信いただ</li> <li>&lt;厚生労働省ホ</li> <li>医療機能情報</li> <li>https://www.m</li> <li>薬局機能情報</li> <li>https://www.m</li> <li>軍生労働省 G-N</li> </ul>	ームページ> 提供制度 hiw.go.jp/stf/nev 提供制度 hiw.go.jp/stf/sei nis 事務局	vpage_35867.1	<u>itmi</u> unya/kenkou_li	you/iyakuhin/kinou	icuhou/index_00	003.html	

# アカウント発行通知に係る トラブル対処方法について

■ G-MIS利用案内メールが届かない等のトラブル発生時、参照してください。

### メールが届かなかった場合の対処

○「新規ユーザ登録申請」を実施した、若しくは、都道府県が代理で「新規ユーザ登録申請」を実施したにも関わらず、目安として3週間 以上が経過しても、「事前確認メール」、「G-MIS利用案内メール」が届かなかった場合や、メールに記載のURLにアクセスできなかった場 合等、以下の手順に従い、該当する対処を実施してください。



### メールが届かなかった場合の対処



### 対応方法1(メールボックスの空き容量が不足していた場合)

### 対応方法1 メールボックスの空き容量が不足していた場合

- メールボックスの空き容量が不足している場合に空き容量を増やす方法は、ご利用中のメールソフトウェアにより、対応方法が異なります。 手順等については、ご利用中のメールソフトのホームページ等でご確認ください。
- メールサーバー上でメールが保管されている場合には、メールボックスの空き容量を確保した後、メールサーバからメールが再送されます。
- もしも、メールが受信できなかった場合には、G-MIS利用案内メールの再送はできませんので、【奈良県】G-MISユーザ名問い合せ フォーム(<u>https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=34866</u>)より問い合わせを行い、G-MISのログイン画面(URL: <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/</u>)から「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押し、パス ワードリセットを実施していただくようお願いします。





【奈良県】G-MISユーザ名 問い合せフォーム G-MISログイン画面

対応方法2 (迷惑メールフォルダにメールがあった場合)



対応方法3(担当者が退職等で不在のため、メールが確認できない)

### 対応方法3 担当者が退職等で不在のため、メールが確認できない

- 申請時のメールアドレスを持つ担当者様が退職や異動等で不在となり、「G-MIS利用案内メール」が届いているかを確認できない場合、 都道府県窓口に問合せていただき、「G-MIS利用案内メール」が「不達」となっているか、「送信完了」となっているかをご確認いただくよ うお願いいたします。
- 上記の結果、メールが「不達」となっている場合には、もう一度新しいメールアドレスでの「新規ユーザ登録申請」を行っていただく必要がご ざいます。「送信完了」の場合には、以下の情報を都道府県窓口に連絡し、メールアドレスの変更依頼を行っていただくようお願いします。
  - 報告機関名
  - 機関コード (機関コードが分からない場合、都道府県で調べます)
  - 変更前メールアドレス
  - 変更後メールアドレス
- また、「G-MIS利用案内メール」が届いているようだが、閲覧権限を持つ方がいらっしゃらないためメールを見ることができないという場合に も、以下の情報を都道府県窓口に連絡し、メールアドレスの変更依頼を行っていただくようお願いします。
  - 報告機関名
  - 機関コード (機関コードが分からない場合、都道府県で調べます)
  - 変更前メールアドレス
  - 変更後メールアドレス
- 都道府県窓口へ連絡してから通常1~2週間後、都道府県窓口からメールアドレスの変更が完了した 旨の連絡があります。その際、「ログインID」をお知らせしますので、
   G-MISのログイン画面(URL: <u>https://www.med-login.mhlw.go.jp/</u>)から
   「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押し、パスワードリセットを実施していただくようお願いします。



G-MISログイン画面

### 対応方法4(メールにあるURLにアクセスできない)

## 対応方法4 メールにあるURLにアクセスできない

- ○「このサイトにアクセスできません」というメッセージが出た場合、以下の理由などが考えられます。
  - ① ブラウザのキャッシュが溜まっている
  - ② サイトにフィルターがかかっている
  - ③ サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある





対応方法5(メールが届いていない場合)

既存のアカウントが無いにも関わらず、G-MIS利用案内メールが届かない 対応方法5 この場合、以下の理由が考えられます。 申請時のメールアドレスが間違っている、又は無効になっており、メールが送信エラーとなっている (1) 病院等のご担当者様が把握していない既存のアカウントが存在する (2)  $(\mathbf{3})$ 新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤って登録してしまった ①申請時のメールアドレスが間違っている、又 ②病院等のご担当者様が把握していない既存のア ③新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤っ は無効になっており、「メールが送信エラー」と て登録してしまった カウントが存在する なっている まずは、都道府県の窓口にお問い合せくださ 機関内でご確認いただき、どうしても分からない場 い。 合には、都道府県の窓口へお問い合わせいただく 申請時の機関コードが間違っていた場合、 「G-MIS利用案内メール」が「不達」となって ようお願いします。 再申請が必要となります。 いるか、「送信完了」となっているかをご確認 いただくようお願いいたします。 「送信完了」だった場合 「不達」だった場合 対応方法3

申請時のメールアドレスや機関コードが間違っていた場合等においては、**もう一度「新規ユーザ登録申請」を実施する**必要がございます。 なお、正しい機関コードは、<u>都道府県の窓口</u>へお問い合わせいただくようお願いします。 →以下のURLから「新規ユーザ登録申請」を再度実施してください。 <u>https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</u>